

配布資料又は工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン(H29.8)にて確認できる質問については省略させていただきました。

質問	回答
<p>◆ 申請時の注意事項 ◆</p>	
<p>CORINS登録番号 (9ページ(様式9)) 「CORINS番号は、許可番号を含めた18桁で記載願います。(8桁-5桁5桁)」 とありますが、最初の8桁は許可番号の事ですか。許可番号とは具体的にどの番号を示しますか。また、5桁-5桁とあるのはCORINSに登録番号と記載のある10桁の事で良いですか。</p>	<p>CORINS登録番号については、建設業許可番号とCORINS登録番号をご記入ください。</p> <p>(例) ・建設許可番号 12345678 ・CORINS番号 0123-45678 の場合 →様式記入 12345678-0123-45678</p> <p>なお、「資料2」9ページの該当の吹き出しは以下のとおり修正します。</p> <p>「CORINS登録番号は、建設業許可番号を含めた17桁で記載願います。(8桁-4桁-5桁)」</p>
<p>工事实績の提出書類 会社もしくは配置予定技術者の工事实績を証明する書類(コリンズ未登録)として、発注者の竣工検査書類を提出していますが、誤って紛失した場合は、工事契約、工程表施工計画、監理技術者届等でも証明書類として受理していただけるのでしょうか？</p>	<p>工事实績を証明する書類として、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評点を証明する書類の写しを添付することを必須としていますが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあたっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する資料を提出してください。</p> <p>上記の書類を紛失した場合は、当該工事の発注者へ再発行の依頼をし、入手してください。</p>